

○国土交通省告示第三百九十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年三月二十八日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川白川水系白川改修工事（薄場地区・左岸・熊本県熊本市野口一丁目地内から同市薄場二丁目地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 熊本県熊本市野口一丁目及び薄場二丁目地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、熊本県熊本市野口一丁目地内から同市薄場二丁目地内までの左岸延長560mの区間（以下「本件区間」という。）における「一級河川白川水系白川改修工事（薄場地区）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同条第2項に基づく指定区間に指定されていないことから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川白川水系白川（以下「白川」という。）は、根子岳を水源とし、熊本平野を貫流して有明海に注ぐ幹川流路延長74km、流域面積480km²に及ぶ河川である。

白川は、上流部が多雨地域であり、中流部は河床勾配が急で下流部は川幅が狭いことから、上流部で降った多量の雨が急勾配の河道を一気に流れるという特徴があり、過去に何度も豪雨による氾濫が生じ、熊本県熊本市街地を中心として各

地に多大な被害をもたらしてきた。昭和28年6月の梅雨前線による豪雨では、死者行方不明者422名、流失全壊家屋2,585戸、半壊家屋6,517戸、浸水家屋31,145戸、橋梁流失85橋、田畑の流失埋没等の被害が発生した。その後も、昭和55年8月の台風の影響による豪雨では、死者行方不明者1名、全半壊家屋18戸、床上浸水家屋3,540戸、床下浸水家屋3,245戸の被害が発生し、また、平成2年7月の梅雨前線による豪雨では、死者行方不明者14名、全半壊家屋146戸、一部破損家屋250戸、床上浸水家屋1,614戸、床下浸水家屋2,200戸の被害が発生した。

本件区間は、熊本市の市街地南部に位置し、背後地には県道並建熊本線、薄場公園等の公共施設をはじめ、人家等が連たんしているにもかかわらず、現河道の流下能力は1,500m³/秒程度である。昭和55年8月に発生した洪水及び平成2年7月に発生した洪水では、本件区間より上流の代継橋地点においてそれぞれ1,534m³/秒及び1,760m³/秒の流量を観測しており、治水安全度は十分ではない。

本件事業の実施により、昭和55年8月及び平成2年7月に観測された流量を安全に流下させることが可能となり、本件区間の背後地への浸水被害が軽減され、流域住民の生命及び財産の安全に寄与することが認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で行った調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、白川の氾濫による浸水被害の軽減を目的として、築堤工事及び旧堤撤去工事を施工するものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法は、本件区間の下流側との堤防法線の整合性及び連続性を図り、滑らかな水流を図る必要があること、背後地へ与える影響が大きくなるため計画高水位を高く設定することは望ましくないことなどを考慮したものであり、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、白川は過去に何度も豪雨による氾濫が生じているにもか

わらず、本件区間は、流下能力が過去の洪水で観測された流量を大きく下回っていることから、本件区間の背後地への浸水被害を軽減するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、本件区間周辺の住民からなる力合校区自治会連合会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 熊本県熊本市役所